

標 題：

デンマーク籍船舶の無線方向探知機に対する
同等物措置について

NKテクニカル インフォメーション

No.： 384

Date： 平成12年11月27日

関係船主・造船所各位

無線方向探知機の搭載に関する要件及び特定の条件の下における搭載免除に関する規定が、74SOLAS の 1988 年改正第 V 章 12 規則(p)に定められております。

この度、デンマーク政府は、同規則を適用して、一定の条件を満たした GPS 受信機を無線方向探知機の同等物として認め、無線方向探知機を撤去できる同等物措置を、IMO サークュラーSLS. 14/Circ. 163 により関係者に通知しております。

デンマーク政府の同等物措置についての通知を基に、その取扱いを下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

—記—

デンマーク籍船舶の無線方向探知機に対する同等物措置の条件及びその取扱い

1. 同等物としての条件

IMO 決議 A. 819(19)の要件を満たす承認された GPS 受信機 1 台

2. 同等物措置についての手続き

- (1) GPS 受信機を搭載して無線方向探知機の同等物とする措置を希望する船主・造船所は、GPS 受信機の製造社名及び型式名を記載した申込書を担当支部・事務所に提出して下さい。
- (2) 申込みを受けた弊社支部・事務所は、GPS 受信機が条件に適合している場合、SE 検査を行い、GPS 受信機の良い状態が確認できれば、同等物措置に関する“General Statement”を発行します。これにより無線方向探知機の撤去が可能となります。

なお、免除証書は発行されません。

以 上

お問い合わせ： 材料艙装部

Tel：03-5226-2020

Fax：03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。